

回 答 書

(開札日 令和6年1月30日)

入札件名 令和6年度久留米市立西国分小学校外68施設電力供給

番号	質問	回 答
1	2月5日が締結日となっておりますがこちらはあくまでも契約締結期限ではなく締結日ととらえてよろしいでしょうか。	2月5日は契約締結期限です。
2	自家発補給電力のご契約のある施設はございますでしょうか。	自家発補給電力の契約はありません。
3	第3条（権利義務譲渡・・・） 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 受注者は、この契約によって生じる権利、または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。但し、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。 この後に→ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	ご指摘の文言は追記いたしません。
4	第8条（支払） 記載では「計量の通知後、請求」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面： 計量⇒通知⇒請求 実情： 計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。 また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。と同時にこの流れについては予めご承知おきいただきたく存じます。	承知いたしました。

5	<p>第 19 条（規定以外の事項）</p> <p>定めのない事項につき協議を行う際に『受注者の電力需給約款参照の上』を追記お願いできますか。</p>	<p>ご指摘の文言は追記いたしません。</p>
6	<p>第〇条（違約金・・・）</p> <p>発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項を追加をお願いできますでしょうか。</p> <p>⇒『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に、本契約書別紙に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、本契約書別紙に定める基本料金を加算した額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』</p>	<p>ご指摘の文言は追記いたしません。</p>
7	<p>今回のご契約における月々のお支払いは、お振込でしょうか口座振替でのご対応でしょうか。</p>	<p>振込となります。</p>
8	<p>入札書、入札内訳書が同送となっておりますがこちらは、ホチキス止め・袋とじ、また割印等のご指示はございますでしょうか。</p>	<p>送付される入札書（様式第 1 号）、入札内訳書（別紙 2-1）については、2 枚をホチキスで止める必要や、袋とじにする必要はなく、また割印も必要ありません。</p>
9	<p>契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更、受電設備の新設など、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。</p>	<p>総計で太陽光発電 290kW、蓄電池容量 190kWh の設置を予定しています（設置場所未定、箇所数未定）。また複数の中学校で受変電設備の改修を予定しています。</p>
10	<p>燃料費調整額の取り扱いについて、現行、入札における最大の懸念点となっております。昨今の電力業界では、短い期間で料金等の見直しが行われており、ご契約期間中のいつのタイミングで見直しすると発表されるかわからない状況にあります。</p> <p>九州電力株式会社は燃料費調整額の取り扱いについて以下のように発表しています。【10 月以降供給開始の需要家様に対しこれまでの燃料費調整、および離島ユニバーサルサービス調整に加え、毎月の市場価格の変動を調整する仕組みとして「市場価格調整」を新たに導入いたしました。また、この運用は、2024 年 3 月分電気料金までの適用とさせていただきます、以降の電気料金につい</p>	<p>原案のままとさせていただきます。</p>

ては、2024年度以降の供給力を踏まえ、再度内容等の見直しをさせていただく予定です。】

「再度内容等の見直し」とは具体的にまだわかりませんが、弊社のご契約期間中に基本料金単価・従量料金単価の見直し協議依頼は想定しておりません。ですが、弊社で入札時に提示した、料金メニュー単価を算定する仕組みの中には、燃料費調整額の算定諸元も考慮されているため、入札金額算定後に燃料費調整額の算定諸元まで見直しをされてしまうと、結果、需要家様にとって値上げになるもの、値下げにつながるものと混乱を招くこととなります。これらの制度の見直しは九州電力株式会社にご契約中の需要家様に対してのご対応であるため、弊社の方針といたしましては、燃料費等調整額は現行の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきたく、弊社様式の電力需給契約書、もしくは、貴市様式の物品供給契約書に追記や別紙、覚書等によるご対応をお願いしたい所存でございます。